

令和元年東日本台風の内水被害を低減させる 持続可能な取組について

- 昨年の「令和元年東日本台風(台風第19号)」(以下「東日本台風」と呼ぶ)により被災した7つの水系においては、再度災害防止の観点から、国、県、市等で連携し、概ね5～10年で、「河川対策」、「流域対策」、「ソフト対策」を柱とするプロジェクト(総額4200億円)を公表したところ。
- 近年の水害の激甚化や気候変動等を踏まえ、東日本台風で大きな浸水被害が発生した狩野川流域、沼川(高橋川)流域においても、スピード感を持って、事前防災対策として治水事業を進めていくことが必要であり、短中期(5～15年)を見据えた、内水被害を低減させる持続可能な取組を「静岡県東部地域大規模減災協議会」において公表する。
- 内水被害を低減させる持続可能な取組は、「河川対策」、「流域対策」、「ソフト対策」の3本柱とする。

豪雨対策アクションプラン(公表資料)イメージ

静岡県東部地域
豪雨対策アクションプラン

令和3年3月
静岡県東部地域
大規模減災協議会

目次

- はじめに
- 基本方針
- ●●地区実行計画
- ■■地区実行計画
- ▲▲地区実行計画
- ●●地区実行計画
- ■■地区実行計画
- ▲▲地区実行計画
- ●●地区実行計画
- ■■地区実行計画
- ▲▲地区実行計画

令和3年3月までに地区の実行計画(案)が未作成の場合は、随時、計画を策定し減災協議会に諮り追加していく

取り組みの枠組み

静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会

=構成員=

沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町(10市町)、消防、警察、自衛隊、気象庁、静岡県、沼津河川国道

・内水被害を低減させる持続可能な取組：静岡県東部地域 豪雨対策アクションプラン基本方針を策定

- ・地区ごとに作成する(仮称)豪雨対策アクションプラン●●地区実行計画の策定
- ・取組状況のフォローアップに関する事項
- ・基本方針、実行計画の見直しに関する事項

浸水地区毎(18地区)or市町毎に検討会を設置し実行計画を作成(静岡県と調整中)

●●地区豪雨対策検討会

事務局：関係市町

=構成員=

河川管理者(国・県)
土地改良(農)部局
下水道部局
都市計画部局
道路管理部局
防災部局
地区の代表者(要調整)

●●地区豪雨対策検討会

事務局：関係市町

=構成員=

河川管理者(国・県)
土地改良(農)部局
下水道部局
都市計画部局
道路管理部局
防災部局
地区の代表者(要調整)

●●地区豪雨対策検討会

事務局：関係市町

=構成員=

河川管理者(国・県)
土地改良(農)部局
下水道部局
都市計画部局
道路管理部局
防災部局
地区の代表者(要調整)

豪雨対策アクションプラン基本方針

内水被害を低減させる持続可能な取組：静岡県東部地域 豪雨対策アクションプラン基本方針

静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会（令和2年6月予定）

■東日本台風を踏まえ、減災協議会において水災害リスクの低減に関する基本的事項を定める

■内水対策を低減させる持続可能な取組：静岡県東部地域 豪雨対策アクションプラン基本方針
は以下事項を記載

- ・対象地域は東日本台風で浸水被害が発生した狩野川流域、浸水常襲地域である沼川（高橋川）流域を対象とする。
- ・水災害リスクの低減目指し、「河川対策、流域対策、ソフト対策」を柱として、河川管理者と下水道、土地改良、都市計画、危機管理部署等の関係機関が連携・調整し持続的に取り組む
- ・具体的な取り組みは、排水系統・地形・被害特性、内水原因等を勘案し、市町を事務局とする検討会を設置し、地区毎に実行計画を作成する。
※河川管理者（国・県）は技術的な検討を行う。
- ・実行計画の取組期間は、緊急期間5年、短期期間10年、中期期間15年の4期間を設定する。
- ・中間検討案として、河川対策（県河川も含めて）については公表を想定。

豪雨対策アクションプラン●●地区実行計画

[仮称] 豪雨対策アクションプラン●●地区実行計画(以下実行計画)

基本方針に基づき、具体的に取り組む事項を定める

実行計画は以下事項を記載

- ・流域、地形特性
- ・東日本台風被害状況、過去の被害状況
- ・浸水被害の要因分析、課題の整理
- ・流域住民から共感が得られる具体的な対象外力、整備目標の設定
- ・対策(河川対策、流域対策、ソフト対策)内容
- ・役割分担(事業主体)
- ・効果の検証(対象外力を超える洪水に対しても効果を整理)
- ・関係機関の連携

※実行計画は、地域毎に検討会を設置し「計画案」を作成する。
検討会は関係市町に事務局を置く(技術的な検討は国・県が行う)。
市町の意向を踏まえて検討会を実施する。

年月	実施内容
令和2年3月	大規模氾濫減災協議会の幹事会で、取組の枠組み・スケジュールを確認 ⇒新型コロナの影響により書面对応(済)
令和2年5月25日 5月28日	大規模氾濫減災協議会の幹事会で、内水被害を低減させる持続可能な取組：静岡県東部地域 豪雨対策アクションプラン基本方針を提案 (WEB会議もしくは個別訪問にて説明)
令和2年6月15日 (出水期)までに	大規模氾濫減災協議会で内水被害を低減させる持続可能な取組：静岡県東部地域 豪雨対策アクションプラン基本方針を策定 (書面決議を想定 ※市町との調整会議等の場で個別説明を想定)
令和2年6月中旬～	実務担当者勉強会(国・県・市町)：国と県の主催
令和2年6月～ 令和3年2月	浸水地区毎の検討会を設置し、[仮称]豪雨対策アクションプラン●●地区 実行計画(案)を作成 ※検討会としては4回程度を想定
令和3年3月	大規模氾濫減災協議会で各地区の[仮称] ●●地区実行計画を策定 ※実行計画(案)が未作成の地区は、順次計画を策定していく
毎年	進捗状況の確認などのフォローアップを実施